

日本血栓止血学会認定医制度規則

第1章 総則

第1条（施行）

日本血栓止血学会（以下、本会）は、日本血栓止血学会認定医制度（以下、本制度）を施行する。

第2条（目的）

本制度は、血栓性疾患、出血性疾患およびその基礎となる疾患や病態（以下、血栓止血異常症）における診療についての専門的知識および臨床経験を有し、かつ血栓止血疾患に従事する医師への指導および教育に積極的に取り組む医師を養成することにより、血栓止血異常症診療の向上ならびに同患者の予後・治療成績の向上を図ることを目的とする。

第2章 日本血栓止血学会認定医制度委員会

第3条（設置）

本制度の運営のため、日本血栓止血学会認定医制度委員会（以下、委員会）を設ける。

第4条（業務）

委員会は、第2条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、日本血栓止血学会認定医（以下、血栓止血認定医）

（Board Certified Member of the Japanese Society on Thrombosis and Hemostasis）の認定業務を行う。

2. 血栓止血認定医の資格認定要件の策定および学会ホームページへの公開を行う。

第5条（構成）

委員会は、委員長、副委員長各1名、委員十数名をもって構成する。

2. 委員会には、担当理事1名を置く。

3. 委員は、本会代議員の中から委嘱される。

4. 委員長、副委員長および担当理事は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。

5. 委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

6. 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7. 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の委員会出席を求めることができる。

8. 委員長は、認定業務の実務を行なうため、委員会内に5名程度の委員によって構成する小委員会を設けることができる。

第3章 日本血栓止血学会認定医

第6条（申請資格）

血栓止血認定医の申請を行う者は、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

1) 申請時点で本会の会員歴が3年以上であり、年会費を全納していること。

2) 日本専門医機構が定める基本領域学会の会員であり、基本領域専門医あるいは基本領域認定医であること。もしくは、上記以外の医師であり、血栓止血領域の研究を5年以上従事していることが証明できるもの。

- 3) 所属施設において組織的、系統的に血栓止血異常症の診療に従事していること。
- 4) 本会代議員であること。あるいは本学会代議員でない場合は細則に定める十分な業績があること。

第7条（申請方法）

血栓止血認定医の認定を希望する者は、別に定める細則に従い、申請書類を委員会に提出するとともに、規定の申請料を支払うものとする。

2. 申請の期間は、毎年9月1日より11月末日までとする。

第8条（認定）

委員会は、毎年1回申請書類の審査を行い、認定予定者を理事会に推薦する。

2. 理事長は、理事会の承認が得られた者に対し、血栓止血認定医認定証を交付する。
3. 認定期日は、承認された理事会の翌年度の4月1日とする。
4. 認定期間は、5年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて血栓止血認定医を呼称することはできない。

第9条（更新の条件）

血栓止血認定医の更新を希望する者は、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

- 1) 申請時において、血栓止血認定医であること。
- 2) 所属施設において組織的、系統的に血栓止血疾患に対する診療活動を行っていること。
- 3) 認定医取得後から申請時までの期間に細則に定める十分な業績があること。

第10条（更新の申請）

血栓止血認定医の更新を希望する者は、別に定める細則に従い、申請書類を委員会に提出するとともに、規定の申請料を支払うものとする。

2. 更新申請の期間は、認定最終年の毎年9月1日より11月末日までとする。

第11条（更新認定）

委員会は、第9条に定める条件を満たす更新認定申請者に対して、認定更新申請書類の審査を行い、認定更新予定者を理事会に報告する。

2. 理事長は、理事会の承認が得られた者に対し、血栓止血認定医の更新認定証を交付する。

第12条（資格の喪失） 血栓止血認定医は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
- 2) 学会会員の資格を喪失したとき。
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- 4) 所定の期限までに認定更新を申請しなかったとき。
- 5) 本会定款第10条によって本会を除名されたとき。

第4章 日本血栓止血学会認定施設

第13条（申請資格）

日本血栓止血学会認定施設（以下、認定施設）

(Medical Institute Certified by the Japanese Society on Thrombosis and

Hemostasis) の申請を行う施設は、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

- 1) 血栓止血認定医が1名以上常勤として在籍すること。
- 2) 所属施設において組織的、系統的に血栓止血異常症の診療を行っていること。

第14条（申請方法）

認定施設の認定を希望する施設は、別に定める細則に従い、申請書類を委員会に提出する。

2. 申請の期間は、毎年9月1日より11月末日までとする。

第15条（認定）

委員会は、毎年1回申請書類の審査を行い、認定予定施設を理事会に推薦する。

2. 理事長は、理事会の承認が得られた施設に対し、認定施設認定証を交付する。
3. 認定期日は、承認された理事会の翌年度の4月1日とする。
4. 認定期間は、5年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定施設を呼称することはできない。

第16条（更新の条件）

認定施設の更新を希望する施設は、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

- 1) 血栓止血認定医が在籍していること。
- 2) 所属施設において組織的、系統的に血栓止血異常症に対する診療活動を行っていること。

第17条（更新の申請）

認定施設の更新を希望する施設は、別に定める細則に従い、申請書類を委員会に提出する。

2. 更新申請の期間は、毎年9月1日より11月末日までとする。

第18条（更新認定）

委員会は、第16条に定める認定施設更新申請施設に対して、認定更新申請書類の審査を行い、認定更新予定施設を理事会に報告する。

2. 理事長は、理事会の承認が得られた施設に対し、更新した認定施設認定証を交付する。

第19条（資格の喪失）

認定施設は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
- 2) 血栓止血認定医の在籍をなくしたとき。
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- 4) 所定の期限までに認定更新を申請しなかったとき。
- 5) 本会理事会が、認定施設として相応しくないと認められたとき。

第5章 補則

第20条（細則） この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第21条（規則の施行、改廃） この規則の改廃は、委員会の議を経て、理事会で決定する。

附則

この規則は、2018年8月1日から施行する。

規則一部改定、2021年5月27日